

基幹統計調査の承認の状況

(令和 2 年 10 月 1 日～令和 2 年 10 月 31 日分)

令和 2 年 11 月 26 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国勢調査	総務大臣	<p>令和 2 年調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>○ 調査票の提出期限の変更 新型コロナウイルス感染症の影響や令和 2 年 7 月豪雨の影響を踏まえ、調査期間を 1 か月延長（令和 2 年 11 月 20 日まで）する地域を追加（注）するとともに、令和 2 年 7 月豪雨の被害が特に甚大であった熊本県球磨村については 2 か月延長（令和 2 年 12 月 20 日まで）、同県人吉市については 4 か月延長（令和 3 年 2 月 20 日まで）</p> <p>（注）令和 2 年 8 月 27 日に一部地域の調査期間を 1 か月延長（令和 2 年 11 月 20 日まで）することを承認済み</p>	R 2 . 10 . 20
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	<p>令和 3 年調査（簡易調査）について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査事項の記入例の変更 世帯票において、国民年金の第 1 号～第 3 号被保険者に該当する者の例示を追記するなど、調査票記入に当たって、より分かりやすい説明となるよう変更</p> <p>② 集計表の表題の変更 調査計画上の集計事項一覧の記載（集計表の表題）を公表されている集計表の表題に合わせて変更</p> <p>③ 調査票情報の保存責任者名の変更 調査票情報の保存責任者の名称において、「厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官」とされていた部分について、組織上の名称整理として、「厚生労働省政策統括官付世帯統計官」に変更</p>	R 2 . 10 . 22

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
全国家計構造調査	総務大臣	<p>令和元年調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>○ 調査結果の公表期日の変更 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、集計作業に遅延が生じていることから、令和2年11月までに公表としていた「家計収支に関する集計（一部除く）」及び令和3年以降順次公表としていた「その他の集計」について、いずれも令和3年2月以降順次公表に変更</p>	R2.10.27
民間給与実態統計調査	国税庁長官	<p>令和3年調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査票の変更 所得税法等の改正に伴い、給与所得者用の調査票について、「本人控除」欄の「寡婦・寡夫控除」を「ひとり親・寡婦控除」に変更し、選択肢の「寡婦（一般）」、「寡婦（特別加算あり）」、「寡夫」の三択を「ひとり親」、「寡婦」の二択に変更。また、「諸控除」欄に「配偶者控除額」、「所得金額調整控除額」及び「基礎控除額」の記入欄を追加。</p> <p>② 集計表の表章項目の変更 調査票の変更に伴い、集計表の表章項目について、「第17表 給与階級別の諸控除 その1 総括表」から特別寡婦欄及び寡夫欄を削除し、ひとり親欄を追加。また、配偶者控除額（一般について38万円・26万円・13万円、老人について48万円・32万円・16万円）ごとの適用者数欄及び適用金額欄、所得金額調整控除の適用者数欄及び適用金額欄、基礎控除額（48万円・32万円・16万円）ごとの適用者数欄及び適用金額欄を追加。 「第19表 給与階級別年末調整を行わなかった給与所得者数・給与額税額（続）その3」の一般寡婦欄を削除。</p>	R2.10.27

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。